

土壌の汚染に係る環境基準及び土壌汚染対策法に基づく基準等の見直し案に対する意見の募集（パブリック・コメント）の結果について

令和 2 年 4 月
環境省水・大気環境局
土 壌 環 境 課

1 概要

(1) 意見募集の対象

土壌の汚染に係る環境基準及び土壌汚染対策法に基づく基準等の見直し案

(2) 意見募集の周知方法

関係資料の電子政府の総合窓口（e-Gov）への掲載、郵送、資料の配布

(3) 意見募集期間

令和 2 年 1 月 28 日（火）～令和 2 年 2 月 26 日（水）

(4) 意見提出方法

郵送、ファックス又は電子メール

(5) 意見提出先

環境省水・大気環境局土壌環境課

2 意見募集の結果

(1) 御意見提出者数

- ・封書によるもの 0 名
- ・ファックスによるもの 0 名
- ・電子メールによるもの 35 名

(2) 御意見の延べ総数

41 件

(3) 提出された御意見の概要と御意見に対する考え方

別紙のとおり

なお、提出された御意見のうち 1 件は、本意見募集とは関係のないものでした。

提出された御意見の概要と御意見に対する考え方

(1) 土壌の汚染に係る環境基準について関係

御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
平成 23 年の水質環境基準の改正から土壌環境基準の改正まで時間がかかった理由を教えてください。	1	平成 25 年 10 月に環境大臣から中央環境審議会に対し、カドミウム及びトリクロロエチレンを含む 6 物質について諮問「土壌の汚染に係る環境基準及び土壌汚染対策法に基づく特定有害物質の見直し等について」がなされ、順次見直しの検討を行ってきたところです。
カドミウムの測定方法から JIS K0102 55.1 フレーム原子吸光法が削除された理由はなぜか。	1	JIS K0102 55.1 フレーム原子吸光法については、基準値見直し後の目標定量下限値を満足できないと判断したため除外しました。
トリクロロエチレンの基準の考え方について浴用利用での暴露リスクを考慮するならば、トリクロロエチレンよりも毒性が強く、揮発性も高いクロロエチレン等についても、同様の基準強化をする必要があるのではないか。	1	今後も新たな科学的知見に基づいて必要な見直しを行ってまいります。
検液の作成においては、ろ紙の種類により試験結果に差が出る可能性がある。ろ紙の種類について統一する必要があるのではないか。	1	御意見については、今後の参考とさせていただきます。
カドミウムもトリクロロエチレンも非常に毒性が強いものだが、特にトリクロロエチレンについては自然界に存在しないものであり、国民の健康を考えると、更に厳しい基準が必要である。このような危険物質を製造時に使う気が起きないようにするためにも、原案の 1/10 程度まで厳しくすることを求める。	1	土壌環境基準は、既往の知見や関連する諸基準に即して、設定可能なものについて設定するとの考え方に基づき、地下水等の摂取に係る健康影響を防止する観点等から設定しており、原案のとおりとすることが適当と考えます。

御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
カドミウムについて、過去に行われた農用地の基準改正時と耐容週間摂取量等の基準値算定根拠は同じなのか。	1	今回のカドミウムの基準の見直しについては、農用地に係る基準と同様に耐容週間摂取量を7 μ g/kg 体重/週として算出したものです。
基準強化に反対である。	1	基準は、既往の知見や関連する諸基準に即して、設定可能なものについて設定するとの考え方に基づき、地下水等の摂取に係る健康影響を防止する観点等から設定しており、原案のとおりとすることが適切と考えます。

(2) 土壌汚染対策法施行規則関係

御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
カドミウム及びその化合物の土壌含有量基準はどのように導出したのか。	1	カドミウム及びその化合物の土壌含有量基準については、「土壌の直接摂取によるリスク評価等について」（平成13年8月土壌の含有量リスク評価検討会）(URL: https://www.env.go.jp/council/toshin/t10-h1407/08.pdf)における算出方法を基に算出しています。
基準の見直し前から調査や対策を行っている土地で、調査や対策の完了の前に基準が見直される場合、どのような対応が必要になるのか。	3	基準見直しの施行前から行われている土壌汚染対策法に基づく調査や措置については、見直し前の基準が適用されます。
過去に調査や対策を行ったが、見直し後の基準に不適合の土壌が残っている場合、責任の所在はどのようなようになるのか。	5	今回の基準の見直しでは、基準が見直されたことのみを理由に再度調査や措置を行う必要はありません。ただし、基準見直しの施行後に、土壌汚染対策法に基づく新たな調査契機が生じた場合、調査義務は土地の所有者等又は土地の形質の変更をしようとする者にかかります。また、調査の結果、要措置区域に指定された場合、土地の所有者等が汚染

御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
		除去等計画の提出を指示されることとなります。
過去に実施した調査や措置では当時の基準に適合であったが、基準見直し後には基準不適合となる土壌がある場合、どのような対応を行えばよいか。	5	今回の基準の見直しでは、基準が見直されたことのみを理由に再度調査や措置を行う必要はありません。基準見直しの施行後に、土壌汚染対策法に基づく新たな調査契機が発生した場合、見直し後の基準に基づいて調査・措置が必要となります。
今回の基準の見直しについては基準の強化となるが、追加調査、対策及び処理の対応について何らかの補助制度はあるか。	3	今回の基準の見直しでは、基準が見直されたことのみを理由に追加調査、対策及び処理を行う必要はありません。基準見直しの施行後に、土壌汚染対策法に基づく新たな調査契機が発生した場合、見直し後の基準に基づいて調査・措置が必要となりますが、これらに対する新規の補助制度はありません。
今回の改正は、日本国憲法第 39 条の遡及処罰の禁止、一事不再理に違反するのではないか。	4	今回の基準の見直しでは、基準が見直されたことのみを理由に再度調査や措置を行う必要はなく、新たな調査契機が生じた場合、見直し後の基準が適用されることとなるものであり、改正後の基準を遡及して適用したり、既に基準適合と評価された土地を何らの契機もなく基準不適合と評価しようとしたりするものではないことから、日本国憲法第 39 条に違反するものではありません。
基準の見直し前にカドミウムに係る有害物質使用特定施設を廃止したものの、土壌汚染対策法施行規則第 1 条ただし書の規定により報告期限を延長し、基準見直し後に土壌汚染状況調査結果の報告を行う場	1	土壌汚染対策法第 3 条第 1 項の有害物質使用特定施設の廃止時の基準が適用されます。ただし、土壌汚染対策法第 3 条ただし書により一時的免除を受けている場合は、同法第 3 条第 6 項による一時的免除の取消し又は同条第 8 項による調査

御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
合、見直し後の基準が適用されるのか		命令の発出時点で基準の見直しが行われていれば、見直し後の基準で評価を行います。
<p>土壤汚染状況調査の過程の省略により、カドミウム及びその化合物、トリクロロエチレンの第二溶出量基準超過、含有量基準超過とみなして形質変更時要届出区域に区域指定された土地について、基準の見直しの施行後に、土壤汚染状況調査の追完調査を実施する場合、新基準が適用されるのか。</p>	1	<p>土壤汚染状況調査の省略により要措置区域等に指定されている土地について、基準見直し後に土壤汚染状況調査の追完を実施する場合は、見直し後の基準で評価を行うことが適当と考えます。</p>
<p>基準見直しの施行前に土壤汚染対策法第4条第2項の届出を行い、施行後に要措置区域に指定され同法第7条第1項の規定により指示を受けた事案の場合、区域指定は従前の例によるが、措置については改正後の基準の適用をうけることとなり、矛盾が生じないか。</p>	1	<p>基準の見直しの施行時点で既に土壤汚染対策法に基づく調査に着手している場合(既に区域指定されている場合や措置に着手している場合等を含む。)には、見直し前の基準が適用されることとなり、基準が見直されたことを契機として再度調査や措置を求めるものではないことから、矛盾は生じていないものと考えます。</p>
<p>過去に掘削除去の措置を行い、区域指定が解除された土地において、改正後の基準には適合しない土壤が残置されている場合、どのように取り扱われるか。</p>	1	<p>今回の基準の見直しでは、基準が見直されたことのみを理由に再度調査や措置を行う必要はありません。ただし、土壤汚染が明らかであり、かつ地下水飲用等により人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるような場合は、汚染の摂取経路を遮断するための措置を講ずることが適当と考えます。なお、基準見直しの施行後に、土壤汚染対策法に基づく新たな調査契機が発生した場合、見直し後の基準に基づいて調査・措置が必要となります。</p>

御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
過去に掘削除去の措置を行い、区域指定が解除された土地において、措置を行ったときの2年間の地下水モニタリングで改正前の地下水基準に適合しているが、改正後の地下水基準には適合しない濃度が確認されていた場合、どのように取り扱われるか。	1	今回の基準の見直しでは、基準が見直されたことのみを理由に再度調査や措置を行う必要はありません。ただし、土壌汚染が明らかであり、かつ地下水飲用等により人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるような場合は、汚染の摂取経路を遮断するための措置を講ずることが適切と考えます。なお、基準見直しの施行後に、土壌汚染対策法に基づく新たな調査契機が発生した場合、見直し後の基準に基づいて調査・措置が必要となります。
見直し後の基準に照らして、人の健康被害のおそれがある土地があった場合、誰に調査命令や汚染除去等計画の提出の指示を発出すればよいのか。	1	土壌の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがあるものとして政令で定める基準に該当する土地があると認めるときは、都道府県知事は土地の所有者等に対して土壌汚染対策法第5条に基づく調査命令を発出することができます。なお、既に要措置区域に指定されている土地については、汚染の除去等の措置の再実施を求める必要はありません。

(3) 地下水に含まれる試料採取等対象物質の量の測定方法を定める件関係
意見なし

(4) 土壌溶出量調査に係る測定方法を定める件関係
意見なし

(5) その他

御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
「土壌の汚染に係る環境基準及び土壌汚染対策法に基づく特定有害物質の見直し等について(第4次答申)」において、「カドミウム等の	1	前半については、基準が見直されたことのみを理由に、土壌汚染対策法に基づく調査の再実施を求めないこととしているものです。後半につ

御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
<p>基準が見直される以前に、既に有害物質使用特定施設の廃止等が行われている場合にあつては、基準が見直されたことのみを理由に当該有害物質使用特定施設の廃止等に係る土壤汚染状況調査の再実施を求めないことが適当である。同様に、カドミウム等の基準が見直される以前に、カドミウム等により要措置区域に指定されている土地において都道府県知事の指示に基づく汚染の除去等の措置を講じている場合にあつては、見直される前の基準により評価を行っていることのみを理由に、当該措置の再実施を求めないことが適当である。」と「指定調査機関は、過去に行った土壤汚染状況調査の結果等において見直された後の基準に適合しない土壤の存在を確認した場合、当該土壤が存在する場所については、掘削により汚染状態が明らかに変化していると考えられる場合を除き、汚染が存在するものとして調査を行うこととなる。」の内容に齟齬があると考え。特に後者は遡及措置ではないか。</p>		<p>いては、基準見直しの施行後に土壤汚染対策法に基づく新たな調査契機が生じた場合の扱いについての記載であり、齟齬はないものと考えます。</p>
<p>「土壤の汚染に係る環境基準及び土壤汚染対策法に基づく特定有害物質の見直し等について(第4次答申)」において、「基準見直し前に実施した土壤汚染状況調査その他の調査の結果において土壤溶出量又は土壤含有量が見直し後の基準に適合しておらず、特段の措置が講じられていない土壤が現に存在することが明らかな場合にあつては、都道府県知事は、地下水の水質の汚</p>	2	<p>御質問の点については、今後通知等で対応をお示しする予定です。</p>

御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
<p>濁の状況若しくは地下水の飲用利用の有無又は人が立ち入ることができる土地であるか否かについて確認を行う」とあるが、都道府県知事は過去に提出された汚染除去等計画書等を確認し、見直し後の基準に合致しない土地を確認する必要があるのか。</p>		
<p>汚染された土壌を移動することは健康被害のリスクにつながるため、反対である。</p>	3	<p>土壌汚染対策法では、汚染土壌の搬出等に関する規制を定めていることから、汚染土壌の移動についても規制しています。</p>